

先導的都市環境形成促進事業制度要綱

第1条 目的

この要綱は、逼迫した地球環境問題へ対応した省CO₂型の都市の構築を実現するため、集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において地区・街区レベルにおける先導的な環境負荷削減対策を推進するために必要な補助を行うことにより、良好な都市環境の形成を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第2条 定義

1 この要綱において、先導的都市環境形成促進事業（以下「補助事業」という。）とは、次条に掲げる先導的都市環境形成計画の策定に際し、又はその計画に基づく都市環境対策の実施に際し行う次の各号に掲げる事業をいう。

一 計画策定支援

先導的な都市環境対策にかかる計画（複数街区にまたがる事業計画区域内における、普及可能性、先進・先導性を備えたエネルギーの面的利用を図る事業の実施に関する計画を含む。）の策定を行う事業

二 コーディネート支援

都市環境対策（複数街区にまたがる事業計画区域内における、普及可能性、先進・先導性を備えたエネルギーの面的利用を図る事業を含む。）の実施に向けて関係者の合意形成を図るために必要な調査検討等を行う事業

三 モデル事業支援

【エネルギー分野】

イ. モデル事業

複数街区にまたがる事業計画区域内における、普及可能性、先進・先導性を備えたエネルギー面的利用を図る事業

ロ. 調査・評価等事業

モデル事業に関するシステム構築に対する調査・評価等を実施する事業

ハ. 事務事業

モデル事業における必要な費用の交付に関する事務事業

四 先進緑化技術開発支援

緑化が困難な空間の緑化、維持管理の低コスト化及び都市環境の改善に高い効果を発揮する緑化に関する、先進的な緑化関連の技術開発（効果の検証、実用化手法の確立までを含む。）を行う事業

- 2 本要綱における「低炭素まちづくり計画」とは、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第7条の規定に基づき、市町村が作成する都市の低炭素化を促進するためのまちづくりに関する計画である。

第3条 先導的都市環境形成計画の策定

- 1 地方公共団体は、次に掲げるいずれかに該当する地域において、先導的都市環境形成計画を策定することができる。
 - 一 首都圏整備法（昭和30年法律第83号）に定める既成市街地若しくは近郊整備地帯、中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）に定める都市整備区域若しくは都市開発区域、近畿圏整備法（昭和41年法律第129号）に定める既成都市区域若しくは近郊整備区域、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める指定都市に存する地域
 - 二 都市計画マスタープラン等において集約型都市構造を都市政策の方針としている都市圏における、当該方針を実現する上で拠点となるべき地域
- 2 都道府県が先導的都市環境形成計画を策定する場合にあつては、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 3 先導的都市環境形成計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都市環境対策に取り組む都市・地域の基本方針
 - 二 都市計画等における前項の地域の位置づけ
 - 三 先導的都市環境形成計画対象地区及びその面積
 - 四 環境負荷削減対策の概要及び適用する支援制度
 - 五 計画の先導性
 - 六 環境改善の目標
 - 七 その他必要な事項
- 4 地方公共団体は、先導的都市環境形成計画を策定したときは、国土交通大臣に申請し、認定を受けることができる。
- 5 国土交通大臣は、前項の申請を受けた場合において、先導的都市環境形成計画の内容が法令で定めるところに違反していない場合で、かつ、次の各号に定める全ての要件に該当すると認められる場合は、当該計画を認定するものとする。
 - 一 多様な主体による包括的かつ先進的な都市環境対策を含む計画であること
 - 二 計画の目標として高い環境改善効果を掲げていること
- 6 国土交通大臣は、前項の規程により先導的都市環境形成計画の認定をしたときは、地方公共団体に通知するものとする。
- 7 前各項の規定は、地方公共団体が計画を変更する場合（別に定める軽易な変更を除く。）に準用する。

第4条 先導的都市環境形成促進モデル事業計画の策定及び認定

- 1 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は民間事業者等は、第2条第1項第三号に定めるモデル事業の実施に関する計画として、先導的都市環境形成促進モデル事業計画（以下、「モデル事業計画」という。）を策定することができるものとし、策定したときは、国土交通大臣に申請し、認定を受けることができる。
- 2 都道府県がモデル事業計画を策定する場合にあっては、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 3 モデル事業計画には、モデル事業の実施に関する次に掲げる事項を定めるものとする。

【エネルギー分野】

- 一 エネルギー供給対象区域とその面積
 - 二 エネルギー供給事業者
 - 三 エネルギー供給システムの概要
(エネルギーの面的利用の概要、エネルギー供給施設、供給対象建築物等について記載すること。)
 - 四 未利用・再生可能エネルギーの活用方針及び未利用・再生可能エネルギー活用担保のための地区計画、建築協定等の活用の検討状況
 - 五 エネルギー供給事業の実施体制
 - 六 エネルギー供給施設位置図（第一号の供給対象区域図上に記載すること。)
 - 七 エネルギーの面的利用による省エネルギー効果
 - 八 エネルギー供給開始の予定時期
 - 九 前号までに定めるエネルギー供給を実施する上で必要となる施設整備の概要（モデル事業支援の対象とする施設整備を明示すること。)
 - 十 前号の施設整備にかかる事業の期間（モデル事業支援の対象とする施設整備にかかる事業の期間を明示すること。)
 - 十一 第九号の施設整備を行う者（モデル事業支援の対象とする施設整備を行う者を明示すること。)
 - 十二 第九号の施設整備の概算事業費（モデル事業支援の対象とする施設整備の概算事業費を明示すること。)
 - 十三 第一号で規定する区域において市街地開発を予定している事業者及び敷地面積が概ね10,000平方メートル以上の既設建築物の所有者とのエネルギー供給に関する調整状況
 - 十四 エネルギー供給事業の資金計画（第九号に定める施設整備に関するものを含む。)
 - 十五 モデル事業の先進性・先導性、および他地区・都市への普及可能性
 - 十六 その他必要な事項
- 4 国土交通大臣は、第1項の申請を受けた場合において、モデル事業計画の内容が法令に定める

ところに違反しない場合で、かつ、次の各号に定める全ての要件（前項第十一号のモデル事業支援の対象とする施設整備等を行う者が、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構である場合は第一号から第九号に掲げる全ての要件）に該当すると認められる場合、当該計画を認定するものとする。

【エネルギー分野】

- 一 第2条第1項第三号のイのモデル事業支援については低炭素まちづくり計画又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域の区域内で実施されること
 - 二 モデル事業計画に定めるエネルギー供給対象区域において、市街地開発を予定している事業者及び敷地面積が概ね10,000平方メートル以上の既設建築物の所有者に対して、エネルギーの面的利用によるエネルギー供給の希望意向の確認を行った上でモデル事業を実施しようとする事
 - 三 エネルギー供給の希望意向を示した事業者の市街地開発の動向を踏まえ、前項第八号のエネルギー供給開始の予定時期が適切なものとなっていること
 - 四 モデル事業の実施に合わせて、太陽光等の未利用・再生可能エネルギーの活用を担保するための地区計画や建築協定等の活用について検討を行っていること
 - 五 供給区域におけるエネルギーの面的利用による省エネルギー効果が確認されること
 - 六 未利用・再生可能エネルギーを活用してエネルギーの面的利用を図ることとしており、かつ、施設整備の概算事業費が妥当であること
 - 七 エネルギー供給事業の実施体制が適切なものとなっていること
 - 八 エネルギー供給事業の資金計画が妥当なものとなっていること
 - 九 モデル事業の先進性・先導性、および他地区・都市への普及可能性が確認されること
 - 十 前項第九号のモデル事業支援の対象とする施設整備が公共空間に整備され、かつ、エネルギーの面的利用によるエネルギー供給の希望意向を示す者に対して、供給可能な（又は将来的に可能な）施設となっていること
- 5 国土交通大臣は、前項第五号から第十号の要件に該当するか否かについて判断するにあたっては、予め、学識経験者の意見を聴くものとする。
- 6 国土交通大臣は、モデル事業の構想段階において、第4項第五号から第十号の要件に該当するか否かについて、モデル事業の実施前で、かつ、事業計画の詳細検討が進んだ段階で学識経験者の意見を聴き、再度確認を行うことを前提として、第4項に定める認定を行うことができる。なお、再確認の結果、要件に該当しないことが明らかになった場合は、モデル事業支援の実施に要する経費に対する国の補助を行わないものとする。
- 7 国土交通大臣は、第4項の規定によりモデル事業計画の認定をしたときは、補助事業者に通知するものとする。

- 8 前各項の規定は、モデル事業計画を策定した者が計画を変更する場合（軽易な変更を除く。）に準用する。

第5条 先進緑化技術開発計画の認定

- 1 次の各号のいずれかに該当し、技術開発を的確に遂行するための基礎的な能力を有する者は、第2条第1項第四号に定める先進緑化技術開発の実施に関する計画として、先導的都市環境形成促進先進緑化技術開発計画（以下、「先進緑化技術開発計画」という。）を策定することができるものとし、策定したときは、国土交通大臣に申請し、認定を受けることができる。
- 一 研究業務を行っている民間事業者
 - 二 大学の研究機関
 - 三 研究業務を行っている一般社団・財団法人若しくは公益社団・財団法人
 - 四 前三号に該当する2以上の者より構成される共同研究体
- 2 本条第1項に掲げる技術開発を的確に遂行するための基礎的な能力を有する者とは、次の各号に定める全ての要件に該当する者をいう。
- 一 技術開発を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
 - 二 技術開発を的確に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
 - 三 技術開発に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
 - 四 技術開発終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること。
- 3 先進緑化技術開発計画には、先進緑化技術開発の実施に関する次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 技術開発の内容
 - 二 技術開発の計画・経費の見込み
 - 三 技術開発に係る資金計画の内訳
 - 四 研究経費の内訳
 - 五 技術開発の実施体制
 - 六 構成員に関する情報
 - 七 審査基準に関する事項
- 4 国土交通大臣は、先進緑化技術開発計画の内容が法令に定めるところに違反せず、かつ、次の各号に定める全ての要件に該当すると認められる場合、当該技術開発計画を認定するものとする。
- 一 技術開発の必要性、緊急性が認められること。
 - 二 技術開発の先導性が認められること。
 - 三 技術開発の実現可能性が認められること。
 - 四 開発した技術の実用化・市場化の見通しが認められること。

- 5 国土交通大臣は、前項の要件に該当するか否かについて判断するにあたっては、予め、学識経験者の意見を聴くものとする。
- 6 国土交通大臣は、第4項の規定により先進緑化技術開発計画の認定をしたときは、申請者に通知するものとする。

第6条 国の補助

- 1 国は、予算の範囲内において、地方公共団体に対し、第2条第1項第一号に規定する計画策定支援に要する経費の一部を補助することができる。
- 2 国は、予算の範囲内において、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構に対し、第2条第1項第二号に規定するコーディネート支援に要する経費の一部を補助することができる。
- 3 国は、予算の範囲内において、第2条第1項第三号に規定するモデル事業支援（調査・評価等事業又は事務事業を除く。）にあつては、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は民間事業者等に対し、第4条の規定により国土交通大臣が認定したモデル事業計画に位置付けられるモデル事業支援に要する経費の一部を補助することができる。
- 4 国は、予算の範囲内において、民間事業者等に対しモデル事業支援のうち調査・評価等事業又は事務事業に要する経費を補助することができる。
- 5 国は、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対して、コーディネート支援又は国土交通大臣が認定したモデル事業計画に位置付けられるモデル事業支援（評価・調査等事業及び事務事業を除く。）に要する経費について補助する場合には、予算の範囲内において、当該地方公共団体に対し、その経費の一部を補助することができる。
- 6 国は、予算の範囲内において、第5条第1項各号に掲げる者に対し、同項の規定により国土交通大臣が認定した先進緑化技術開発計画に係る緑化関連の技術開発支援に要する経費の一部を補助することができる。

第7条 監督等

国土交通大臣は、地方公共団体等に対し、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令の規定に基づき、この要綱の施行のために必要な限度において、補助事業の適正な執行を確保するため、必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

第8条 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、国土交通省都市局長が別に定めるものとする。

附 則

本要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成24年9月19日から適用する。なお、この要綱施行の際、従前の要綱に基づき提出され、又は国の承認を受けた交付申請等は、なおその効力を有するものとし、補助金の交付申請（変更に限る。）に係る規定については、従前の例によることとする。

2 経過措置

第4条第4項第一号の規定は、平成24年度末までは、「低炭素まちづくり計画の区域内で実施されること」を「低炭素まちづくり計画の策定が見込まれる区域内で実施されること」と読み替えるものとする。

附 則

改正後の要綱は、平成25年5月15日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成26年4月1日から適用する。